

生徒指導規程

福山市立多治米小学校

第1章 『総則』

【目的】

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するために制定するものである。児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 『学校生活に関すること』

【登下校など】

第1条 全期を通じて登下校の時間を守る。多治米小学校が示す「生活のきまり」に則る。

- (1) 登校 集団登校により、午前8時から8時20分の間に登校する。
- (2) 下校 学年ごとに集団下校し、下校予定時刻を守る。
- 2 登下校は原則として徒歩とし、決められた通学路を通る。
- 3 欠席・遅刻・早退する場合には、事前に保護者が学校に連絡する。

【服装】

第2条 校内、学校行事及び校外での学習活動（社会見学など）の際は、基本的に規定服を着用する。

- 2 規定服は、別に定める多治米小学校が示す「生活のきまり」に則る。
- 3 登下校時は、ランドセルを使用し、通学用の校章入りの帽子を着用する。
また、防犯ブザーはいつも持って歩く。
- 4 校内では名札をつける。

【髪型】

第3条 学習の妨げにならない髪型とする。髪留めやゴムは、安全で華美にならないものとする。

- 2 染色・脱色・パーマ・刈り込んでラインを入れるなど小学生にふさわしくない髪型にしない。保護者に対しやめるよう指導を行う。
- 3 前髪が目にかからないようにする。
- 4 肩より長い場合は、飾りのないゴムひもで結ぶ。髪留めは、危険を伴うのでつけない。

【化粧・装飾】

第4条 次のことを禁止する。

- (1) ピアス、ネックレス、ブレスレットなどの装身具
- (2) 口紅、マニキュアなど爪の装飾
- 2 違反があった場合は、児童本人に指導後、保護者に連絡して指導を行う。



【持ち物】

- 第5条 不要な物、携帯電話の学校への持ち込みは禁止する。
- 2 学習に関する持ち物は、多治米小学校が示す「持ち物のきまり」に則る。
- 3 違反があった場合は、本人に指導後、保護者に連絡をして指導を行う。



第3章 『学校生活に関すること』

地域・社会の一員として、他に迷惑をかけることなく、安全に生活を送るため、次のことを定める。

【基本的生活習慣】

第1条

- 1 城南中学校区の「家庭と学校での6つの約束」を守る。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 早寝・早起き・朝ごはんの習慣をつける。② 気持ちの良いあいさつをする。③ 時間を守る。④ みだしなみを整える。⑤ 家庭学習を毎日する。⑥ 家庭でのルールを決めて守る。 |
|--|



- 2 長期休業中のきまり(夏休み・冬休み・春休み)を守る。

【遊び】

第2条

- 1 安全な生活を送るため、モデルガン・エアガン、ライターを使つての遊びなど危ない遊びをしない。
- 2 帰宅時刻を守る。(帰宅時刻は3～9月は午後6時、10～2月は午後5時とする。)
- 3 校区外へは子どもだけでは行かない。
- 4 児童間での金銭の貸し借りは禁止する。

付則

- ・この規程は、2012年(平成24年)1月1日より施行する。
- ・この規程は、2015年(平成27年)4月1日より施行する。
- ・この規程は、2017年(平成29年)4月1日より施行する。
- ・この規程は、2018年(平成30年)4月1日より施行する。
- ・この規程は、2026年(令和8年)4月1日より施行する。